

下 教 政 第 2 8 2 号  
令和 6 年（2024 年）3 月 29 日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様  
同 秋 森 和 也 様  
同 木 本 暢 一 様  
同 田 中 義 一 様

下関市教育委員会  
教育長 磯 部 芳 規

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和 5 年 5 月 1 日付け監査報告第 1 0 号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

定期監査の結果に対する改善措置等の状況（報告書記載事項）

教育委員会 教育政策課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) エネルギー管理講習受講料を、資金前渡により支出しているが、当該受講料の払込みに係る手数料については、資金前渡職員が私費により支払っていた。同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p>
	<p>(改善措置状況)</p> <p>今回の指摘を受け、資金前渡により払込みをする際の手数料については、受講料とあわせて資金前渡を受け、払込みを行うことを所属職員に周知徹底した。今後は、支出負担行為の際に、複数職員による確認を行い、再発防止に努める。</p>
教育委員会 文化財保護課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 考古博物館休憩所に係る水道料金の実費弁償金について、上下水道局が、コロナ禍による支援策として水道料金の10%の減額を実施していたが、この期間の減額が、実費弁償金には算定されていなかった。所要の措置を講じるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p>
	<p>(改善措置状況)</p> <p>今回の指摘を受け、令和5年3月に減額調定及び還付の手続きを行い、令和5年4月25日に還付した。今後、同様の事例が発生しないよう、実費弁償金の事務処理のシートに「水道料金の減額チェック」を表示することとした。</p>

[指摘事項]

(2) 重要文化財旧下関英国領事館に係る指定管理業務について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 以下の事項について、書面による承認又は承諾を行っていなかった。

(ア) 重要文化財旧下関英国領事館の管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第19号第2項の規定による管理運営業務の第三者への委託

(イ) 基本協定第29条第1項の規定による年間事業計画書

(ウ) 基本協定第40条第2項の規定による指定管理者が定める利用料金

イ 指定管理者は自主事業を行っているが、基本協定第57条第2項の規定による自主事業計画書が確認できなかった。

ウ 重要文化財旧下関英国領事館の設置等に関する条例第19条第2項の規定による利用料金の告示をしていなかった。

エ 指定管理者が自主事業を行う際の行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、指定管理者は使用料の納付について分納を要望していたが、それについて検討することなく要望とは異なる延納の意思決定をしていた。

オ エの使用料について、令和4年4月に行うべき調定を行っていなかった。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、基本協定に規定されている年間業務項目の洗い出しを改めて行い、担当者による履行状況の確認はもとより、確認者、決裁者が共有するための「チェックリスト」を作成し、担当者と事務決裁ラインの者が各自保有し、適宜突合を行い、事務処理の漏れが発生しないよう対処することとした。今後は適正な事務処理に努める。

ア (ア) 令和5年5月1日付けで書面を交付した。

(イ) 令和5年4月1日付けで書面を交付した。

(ウ) 令和5年5月9日付けで承認し、書面を交付した。

イ 今回の指摘を受け、指定管理者に自主事業計画書の提出を求め、令和5年度は適正に提出された。

ウ 今回の指摘を受け、令和5年5月9日付けで告示を行った。

エ 今回の指摘を受け、指定管理者の分納の要望があれば、課内で検討の上、分納についての意思決定をすることとした。令和5年度においては、同様の要望があったため、検討の上、分納の意思決定を行い、令和5年4月に12回の分納の事務処理を行った。

オ 今回の指摘を受け、令和5年度は令和5年4月に調定を行った。

[指摘事項]

(3) 行政財産の目的外使用許可に係る手続について、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。

ア 新規の案件のため部長による決裁で行うべきところ、課長による決裁で行っていた。

イ 教育長名による使用許可書に使用料の免除も記載されていたが、当該免除は予算執行に係る事項であり、教育長に権限のないものであった。

(改善措置状況)

ア 今回の指摘を受け、「下関市教育委員会事務決裁規程」の写しを職員全員に配付し、決裁区分について周知徹底を行った。今後は、適正な決裁区分により事務処理を行う。

イ 今回の指摘を受け、教育長名による使用許可書に使用料の免除の記載を行わないよう職員全員に周知徹底を行った。

**教育委員会 歴史博物館**

[指摘事項]

(1) 私人への歳入の徴収又は収納の事務委託について、以下の事項が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 下関市立歴史博物館駐車場管理運営業務及び下関市立東行記念館受付等委託業務について、歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項により告示するものと規定されているが、告示をしていなかった。

イ 下関市立歴史博物館駐車場管理運営業務について、駐車場の使用料の徴収事務が第三者に再委託されていた。地方自治法第243条では、特別の定めがある場合を除いて私人に公金を取り扱わせることを禁止し、同法施行令第158条第1項では使用料については例外的にこれを可能としている。したがって、公金の取扱いの私人への委託があくまでも例外であることや、委託した場合にはその旨を明確にするために同条第2項により告示や公表が求められることから、私人に委託された徴収事務をさらに別の私人に再委託することは法令上の明確な根拠がない限り不適切である。

ウ 下関市立歴史博物館駐車場管理運営業務について、地方自治法第243条に基づく私人への公金取扱いの委託は、下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に該当しないにもかかわらず、長期継続契約を締結していた。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、アについては、下関市立歴史博物館駐車場管理運営業務は令和5年6月8日付け、下関市立東行記念館受付等委託業務は令和5年4月7日付けで告示を行った。また、年度内に契約事務のマニュアルを作成し、再発防止に努める。

指摘事項イ、ウについては、契約相手と協議を行い、令和5年4月24日付けで再委託による徴収業務に関する文言を削除し、契約期間を今年度末までとするための変更契約を行った。また、来年度以降は、公金を取り扱う徴収事務委託と駐車場の管理委託を分けて契約手続を行う。

以上